議第18号

権利の放棄について

次の借受人に対し貸付けを行った生活資金等貸付基金からの貸付金については、借受人の死亡によりその回収が不能であるため、当該債権を放棄する。

貸付年度金額	借受人氏名	回収不能
	借受人申請時住所	の理由
昭和 58 年度 3 0,000円	(略)	死亡
	三島市 (略)	
昭和59年度 100,000円	(略)	死亡
	三島市 (略)	
平成元年度 50,724円	(略)	死亡
	三島市 (略)	
平成6年度 87,000円	(略)	死亡
	三島市 (略)	
平成9年度 100,000円	(略)	死亡
	三島市 (略)	
平成 10 年度 1 0 0, 0 0 0 円	(略)	死亡
	三島市 (略)	
平成 10 年度 8 0, 0 0 0 円	(略)	死亡
	三島市 (略)	
平成12年度 70,000円	(略)	死亡
	三島市 (略)	
6 1 7, 7 2 4 円	8人	
	30,000円 100,000円 50,724円 87,000円 100,000円 100,000円	## ## ## ## ## ## ## ## ## #

令和3年2月16日提出

三島市長 豊 岡 武 士